

行政通知の読み方・使い方

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行について

(令和5年6月23日府政政調第352号、各都道府県知事、各政令指定都市市長宛、内閣府政策統括官(政策調整担当))

解説・志村 和俊 (内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進担当)付企画官)

1 はじめに

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号、以下「本法」という。)が、令和5年6月23日に公布され、同日施行された。同時に、本法附則第3条の規定により内閣府設置法(平成11年法律第89号)が改正され、第4条(所掌事務)に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画の策定及び推進に関すること」が追加された。これを受け、内閣府政策統括官(政策調整担当)付に、参事官(性的指向・ジェ

ンダーアイデンティティ理解増進担当)付が設置された。

本稿では、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行について」(令和5年6月23日内閣府政策統括官(政策調整担当)通知)の記載事項について、本法の条文に沿いながら、国会審議¹⁾において法案提出者から説明されたこと等を交え解説する。

なお、本稿において意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

2 法律の趣旨

本法では、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない」(第1条)ことを現状認識として明記している。日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される」(憲法第13条)、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」(憲法第14条)と規定しており、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関しても、これまで関係省庁、地方公共団体、事業主等により様々な取組がなされてきた。本法は、上記の現状認識を踏まえ、これら既存の取組を全体的に整理して、政府の政策としてしっかりと位置付けを与

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

え、より良い形で充実させることで、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」（第3条）に資することを基本理念とした、いわゆる理念法として制定された。

以下、本法のポイントを7点紹介する。

第一に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって当該多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としていること。

第二に、「性的指向」及び「ジェンダーアイデンティティ」について定義していること。

第三に、基本理念は、日本国憲法を踏まえ定められていること。基本的人權の享有（憲法第11条）、個人としての尊重（憲法第13条）、法の下での平等・差別の禁止（憲法第14条）等を踏まえ「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を掲げている。

第四に、本法は、いわゆる理念法であること。すなわち、罰則などを科すことにより個人々の行動を制限したり、また、新しい権利を付与するような規定は設けられていない。

第五に、施策の実施状況の毎年1回公表及び基本計画の策定に関する規定を設けていること。

第六に、関係行政機関の職員をもって構成される「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」を設けることとして

いること。

第七に、国、地方公共団体、事業主及び学校の設置者それぞれの役割又は努力義務を規定していること。

3 各条文の要旨

(1) 目的（第1条関係）

本法は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でないことよって、「生きづらさを感じたり、心配をされている方々がいらっしやる」（法案提出者である新藤義孝・衆議院議員）ことを立法事実として制定されたものである。

国会審議において説明がなされたとおり、性的マイノリティの方々が生きづらさを抱えてしまうことはあってはならない。同時に、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図るためには、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進を図る必要がある。そのため、本法は、「施策の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の役割等を明らかにし」、「基本計画の策定その他の必要な事項を定める」ことにより、「多様性を受け入れる精神を涵養」し、もつ

て「多様性に寛容な社会の実現に資する」ことを目的としている。

(2) 定義（第2条関係）

本法において、「性的指向」は「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」、「ジェンダーアイデンティティ」は「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と、それぞれ定義された。

後者については、日本語訳として「性同一性」と「性自認」が併存しており、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成15年法律第111号）を始めとする政府の文書や地方公共団体の条例等において、いずれも使用されてきた。国会審議では、「ジェンダーアイデンティティ」、「性同一性」及び「性自認」はいずれも法的には同じ意味であること、そして条例を始めとする行政文書における文言や表現の変更は、本法が要請するところでないことが確認されている。

(3) 基本理念（第3条関係）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策（以下「施策」という。）は、憲法の規定を踏まえ、「全ての国民が、その性的指向

又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、「性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」との認識の下、「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」ことを旨として行われなければならない旨、基本理念として掲げられている。なお、「差別」という文言に、もともと含意されている「不当な」があえて付されていることについては、国会審議において「ここで言う差別とは、まさに不当な、客観的に見ても差別と言えるようなものを指している」という趣旨を確認、強調することとしたもの」との説明がなされている。

(4) 国の役割等(第4条から第6条関係)

国の役割は、基本理念にのっとり、施策を策定・実施するよう努めること(第4条)、地方自治体の役割は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、施策の策定・実施に努めること(第5条)と規定されている。

さらに第6条では、職場及び学校における施策の実施について規定している。事業主は、雇用する労働者の理解の増進に

自ら努めること、学校⁽²⁾の設置者においては、家庭及び地域住民その他関係者の協力を得つつ、児童等の理解の増進に自ら努めることとされるとともに、いずれも、国又は地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めることとされている。

なお、国会審議においては、本条及び後述する第10条中の「家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ」について、「教育基本法(昭和22年法律第25号)第13条の「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」と同様の定めをすることが法律としての安定性を高める」との説明がなされており、「保護者の協力を得られなければ取組みを進められないという意味ではない」ことが確認されている。

(5) 施策の実施の状況の公表(第7条関係)

政府は、毎年1回、施策の実施の状況を公表しなければならないこととされている。

(6) 基本計画(第8条関係)

政府は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため基本計画を策定しなければならないこととされた。基本計画は閣議において決定

され、おおむね3年ごとに、施策の効果に関する評価を踏まえた検討の上、必要に応じて変更される。本計画の策定に際しては、「関係者、現場を知る専門家の御意見を伺うことは大変重要」(小倉將信・共生社会担当大臣(当時))との認識の下、可能な限り幅広い御意見を踏まえつつ、適切に検討を進めることとなる。

(7) 学術研究等(第9条関係)

国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他施策の策定に必要な研究を推進するものとしている。

(8) 国及び地方公共団体並びに事業主等の努力義務の具体的内容(第10条関係)

前記(4)を受け、各主体の努力義務の具体的な内容について例示されている(図表1参照)。

図表1の措置の内容に掲げられた措置はあくまで「必要な措置」の例示であって、これに限らず、理解の増進のために必要な措置を講ずべき努力義務であることに留意を要する。

(9) 性的指向・ジェンダーアイデンティティ

理解増進連絡会議(第11条関係)

図表1 本法に規定する努力義務の例示

実施主体	国・地方公共団体	事業主		学校（注1）の設置者（注2）	
根拠条文	第10条第1項	第6条第1項	第10条第2項	第6条第2項	第10条第3項
措置の対象	国民	雇用する労働者		学校の児童等	
措置の内容	知識の着実な普及		情報の提供		
	心身の発達に応じた教育及び学習の振興		研修の実施	教育又は啓発	教育又は啓発
	広報活動	普及啓発	普及啓発		
	各般の問題に対応するための相談体制の整備	就業環境の整備	就業環境に関する相談体制の整備	教育環境の整備	教育環境に関する相談体制の整備
相談の機会の確保		相談の機会の確保			

（注1）幼稚園及び特別支援学校の幼稚園部を除く。（注2）第10条第3項では「学校の設置者及びその設置する学校」

【出典】筆者作成

図表2 連絡会議の開催状況

回数	年月日	主要議題
第1回	令和5年8月9日（水）	・小倉将信・内閣府特命担当大臣挨拶 ・各府省取組説明 ・その他
第2回	令和5年9月26日（火）	・加藤鮎子・内閣府特命担当大臣挨拶 ・概算要求とりまとめ報告 ・各府省取組説明（既存の学術研究等について） ・その他
第3回	令和5年12月14日（木）	・有識者へのヒアリング ・その他

【出典】内閣府HP

政府に、施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行う「性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設けることとされている。連絡会議は、令和5年8月9日の設置以降、3回開催された（図表2参照、

令和6年1月12日現在）。

資料及び議事概要は、内閣府ホームページに掲載されているので、参考にされたい。

ホームページURL：<https://www.8.cao.go.jp/rikaizoshin/meeting/index.html>

（10）措置の実施等に当たっての留意（第12条関係）

この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活できることとなるよう、留意するものとし、この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする」とされた。この「指針」については、国会審議において、「基本計画を実効性あらしめるために、指針を作る」、「基本計画を進めるための」具体的な運用のいわゆるガイドラインのような指針」等の説明がなされている。

なお、本条中の「全ての国民が安心して生活できることとなるよう、留意する」については、国会審議において、第3条（基本理念）に明記されている「共生社会」の理念と同じものであり、これを強調する趣旨であることが確認されている。

(11) その他（附則関係）

本法の規定については、施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされている。

4 令和6年度予算政府案

基本計画及び指針の策定に向けた検討や施策を実施するための予算について、内閣府の令和6年度予算政府案に約5100万円が計上されている。その内訳は、①有識者へのヒアリング等による基本計画・指針の策定に向けた検討等の実施や、連絡会議の事務局として会議の企画・運営を行うことにより、関係省庁間の連絡調整、施策の実施状況の取りまとめ等を行うための経費（性的指向・ジェンダーアイデンティティ関連政策立案等経費）が約1100万円、②性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性についての国民一般の理解浸透度に係る調査や当事者等や海外制度に係る具体的調査の実施に向けて、必要な調査手法や留意点等の基本的知識を収集することを目的とした調査等を行うための経費（性的指向・ジェンダーアイデンティティ関連学術研究等推進経費）が約3400万円、③国民一般の理解増進に関する基礎的知識等

の周知・広報等を行うための経費（性的指向・ジェンダーアイデンティティ関連知識普及等経費）が約600万円となっている。

なお、この他、内閣府以外の各省庁においても、その実施する施策に応じて必要な予算を計上している。

5 終わりに

令和5年8月9日に連絡会議が設置されたことに伴い、本法に基づく具体的な取組が始動することとなった。内閣府としては、関係省庁で実施している既存の取組を全体的に整理するとともに、関係者の声や現場を知る専門家の御意見を丁寧聞きながら、基本計画等の策定に向けた連絡調整を行っていく予定である。

一方で、第1条に規定しているように、国民の理解が必ずしも十分でない現状を踏まえると、理解の増進に関する取組に停滞はあつてはならない。国会審議においても、現状認識を裏付ける複数の学術研究が参考人から引用されている。また第3回連絡会議においても、日高康晴・宝塚大学看護学部教授から報告をいただいたところである。

国、地方公共団体、事業主、学校の設置者等におかれては、第1回連絡会議における小

倉將信・内閣府特命担当大臣（当時）からの発言のとおり、「法律の趣旨を踏まえ、理解の増進に関する基本計画や指針の策定等を待たず、それぞれの所掌に関する分野において、しっかりと取り組んでいただく」とともに、「取組の推進に当たっては、必要に応じて連携を図っていく」ことが肝要である。

本稿が、地方公共団体職員の皆様にとつて、その地域の実情を踏まえた施策の策定及び実施（第5条）、すなわち住民や地方公共団体職員に対する広報、研修、普及啓発、相談体制や就業環境の整備等（第6条、第10条）に向けた取組の一助となることを期待したい。

政府としては、多様性が尊重され、性的マイノリティの方もマジョリティの方も含めた全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切に、生き生きとした人生を享受できる社会の実現に向け、引き続き、地方公共団体と連携を図りつつ、様々な国民の声を受け止め、しっかりと取り組んでいく所存である。

注

- (1) 令和5年6月9日衆議院内閣委員会及び同月15日参議院内閣委員会
- (2) 幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。